

## 施 設 の 概 要

1 名 称	矢保利の館
2 所在地	上水内郡信濃町大字野尻1200番地45
3 施設等の内容	食堂、体験学習室、厨房、浴室、トイレ、オートキャンプ場、広場、遊歩道
・竣工年月	平成7年5月1日
・構造	鉄骨・平屋1棟
・敷地面積	約8,009.4㎡
・延床面積	665.84㎡
4 施設の開館時間及び利用時間	信濃町矢保利の館の設置及び管理に関する条例第5条の規程による。 【休館日】:水曜日(祝日の場合は翌日)、12/29~1/3 【利用時間】:午前9時から午後5時まで
5 指定(予定)期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
6 基本的運営方針	<p>公の施設としての責任を認識し、住民サービスを平等に提供できるような管理運営を行う。利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の管理を行うとともに、個人情報保護を徹底する。現行の法令を遵守し、安全な管理運営を促進する。また、山村振興等農林漁業特別対策事業の目的に即して、地元住民のコミュニティーを深める場として利用することで地域づくりを推進し、更には、都市住民等が大自然の中でのキャンプや各種体験を通じて、地元との交流の機会を作る契機として役立て山村の活性化を図るようすること。</p>
7 管理基準及び業務の範囲	<p>【施設の運営に関する業務】:利用料の徴収等に関すること。維持費の支払に関すること。 【施設の維持管理に関する業務】:施設の維持管理保守管理に関すること。駐車場、遊歩道、キャンプ場、広場及び外構の管理に関すること。備品等の保守管理に関すること。 【その他に関する業務】:事業計画及び収支計画書の作成に関すること。事業報告書の作成、月次事業報告書(利用実績等)の作成に関すること。</p>
8 前年度の利用者数、決算その他運営状況	26年度実績:利用者数368人。売上高約61万円。
9 利用料金の設定	利用料は指定管理者の収入とする。利用料の設定にあつては、信濃町矢保利の館の設置及び管理に関する条例の別表に規定する利用料金設定基準以内とし、町長の承認を得ること。
10 その他	保守管理業務(日常、法定、定期点検等含む)、清掃業務、草刈業務、設備・備品管理業務、その他必要な業務については、別に定める。